

大館市農業委員会総会議事録

令和5年7月10日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和5年7月10日（月）午後2時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（ 18名）					
1番	渡邊 久留美	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名（ 1名）					
2番	石山 元一				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	鳥潟 克次			
	次長	宮崎 直人			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	19番	渡邊 久雄		4番	斎藤 重春
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 35 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 36 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻となりましたので、ただ今より7月総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数19名中18名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、2番 石山 元一 委員、都合により欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号19番 渡邊 久雄 委員、議席番号4番 斎藤 重春 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告（6月総会～7月総会）について
- ・報告第14号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通

知について

以上、報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

19 番(渡邊 久雄 委員)

No.154 と 155 について「他へ貸すため」とあるが、時期的に耕作出来ないのではないか。

事務局

すでに受委託で耕作しています。

12 番(富樫 英悦 委員)

No.153 について、平成 5 年から 10 年間とあるが、これはどういう事か。

また、その他の土地もあったのでは。

事務局

3 条賃貸借は申し出がない限り法廷更新となるため、申請時の内容が記載されています。他にも土地はありますが、そちらは使用貸借で貸しているため報告事項に上がっていません。

議長

他にありますか。

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 35 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったの

で、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和5年7月10日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

6ページをお開き願います。

内訳は、6ページから7ページのNo.35～38の4件で、地目は田が10,065㎡、畑で148㎡、面積合計は10,213㎡であります。

譲受の事由は、すべて「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第6号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第35号 No.35～38について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

1番(渡邊 久留美 委員)

No.38の譲受人の住所が申請地から遠いが大丈夫なのか。

事務局

申請地で営農している農業法人の構成員であるため、支障ないと考える。

議長

暫時休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

議長

他にご意見ご質問等ないようですので、議案第35号 No.35～38について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 36 号『農地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 7 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

内訳は、9 ページの令和 5 年度農用地利用集積計画（第 4 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 192 から新 - 200 までの 9 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間 3 年が 2 件、5 年が 5 件、10 年が 2 件で、地目は田で 38,494.85 m²と畑で 8,971 m²、面積合計が 47,465.85 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 36 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席し

て頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はじめに、議案第 36 号 新-192～199 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 36 号 新-192～199 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-200 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 6 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(6 番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-200 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 6 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(6 番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局

・令和4年度の業務報告書と令和5年度の業務計画書を作成いたしました。皆様の実績による報告と今年度の計画書となっておりますので、目を通して頂ければと思います。

議長

これを持ちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後2時50分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月10日

議長

議事録署名委員 19 番

議事録署名委員 4 番

農地法第3条調査書

議案第35号 No.35	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字新明岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字新明岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も野菜を栽培する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月28日、石山 元一 農業委員と 前田 主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第35号 No.36	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、高齢化により経営縮小する。今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月28日、石山 元一 農業委員と 前田 主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第35号 No.37	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字茂屋下羽立・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、高齢化により経営縮小する。今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月28日、石山 元一 農業委員と 前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第35号 No.38	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町達子字風呂添・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		東京都目黒区下目黒3丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字獅子ヶ森・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が耕作目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月30日、菅原 和久 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない